

国際電気通信衛星機構 (ITSO) International Telecommunications Satellite Organization

I 概要

1 住所等

| | | |
|------------|---|------------------|
| Tel. / Fax | + 1 202 243 5096 | + 1 202 243 5018 |
| URL | http://www.itso.int/ | |
| 所在地 | 4400 Jenifer Street, N.W., Suite 332, Washington, D.C. 20015, USA | |
| 幹 部 | José Toscano (事務局長 / Director General and CEO) | |

2 設立目的

世界の通信事業者に対し、国際公衆電気通信業務に必要な宇宙部分（通信衛星及びその管制等に必要関連地上設備）を確実に提供することを目的として設立された国際機関。監督するインテルサット（Intelsat）・システムは、テレビ放送の海外中継などに活用されている。

3 沿革

・1964年：世界的な商業衛星通信システムの設立を目指し、日本、米国等の11か国の参加により、暫定制度としてインテルサット・システムが発足した。

・1971年：「国際電気通信衛星機構（International Telecommunications Satellite Organization）に関する協定」が採択され、1973年2月12日に同協定が発効し、国際機関として自らが通信衛星の運用を行い、サービスを提供してきた。

・2000年：第25回締約国総会において機関改革に関する改正が採択され、通信業務を行うインテルサット社（Intelsat Ltd.）と事業会社を監督する監督機関（ITSO：International Telecommunications Satellite Organization）とに再編された。

4 目的及び主要原則

ITSOの目的は下記のとおりである。

- ・インテルサット社の監督
- ・国際的な公衆電気通信サービスを高い信頼性と品質を維持しつつ提供する。
- ・情報通信社会の需要に対応した国際的な公衆電気通信サービスを提供する。
- ・共有資産（Common Heritage）の保護

ITSOの主要原則は下記のとおりである。

- ・アメリカ、西欧、東欧、アフリカ、アジアの5地域におけるグローバルなコ

ネットワーク及びカバレッジを維持する。

- ・ ライフラインとして必要としている利用者に対して容量や価格の保証も含めて通信サービスを提供する。

- ・ 地理的に通信サービスの提供が困難な地域にも提供する等。

5 締約国

締約国は、2015年11月現在、下記の149か国となっている。

〔米州〕25か国

アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、トリニダード・トバゴ、米国、ウルグアイ、ベネズエラ、キューバ

〔欧州〕39か国

オーストリア、ベルギー、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、英国、ドイツ、ギリシャ、バチカン、アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、ノルウェー、ポルトガル、スイス、ロシア、エストニア、スウェーデン、トルコ、クロアチア、チェコ、ルーマニア、スペイン、セルビア、モンテネグロ、アルメニア、ハンガリー、ポーランド、マルタ、タジキスタン、ウズベキスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、グルジア

〔アフリカ〕45か国

アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エジプト、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、ケニア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、コモロ、赤道ギニア、ボツワナ、ガンビア、ギニアビサウ

〔アジア・オセアニア・中東〕40か国

アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、中国、フィジー、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、カザフスタン、キルギス、韓国、クウェート、レバノン、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、カタール、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、シリア、タイ、アラブ首長国連邦、ベトナム、イエメン、ブータン、バーレーン、アゼルバイジャン、ミクロネシア、モンゴル、北朝鮮

II 組織の概要

2015年11月現在、149か国の代表による2年ごとの総会において、執行部、諮問委員会及び仲裁裁判所のメンバーが選ばれる。執行部は米国ワシントン D.C. に本部を置き、インテルサット社の監督を所掌する。諮問委員会は23か国の代表で構成され、執行部の所掌についての諮問並びに民間電気通信サービス事業者からのサービスの質の向上及び信頼性の確保に関する諮問を受け付けている。仲裁裁判所は、締約国間あるいは締約国とインテルサット社の間で紛争が生じた場合の解決を所掌する。

III 活動内容

2008年10月に開催された第32回総会において、「ITSOの達成目標 (ITSO's Goals and Objectives (2008-2013))」が採択され、この内容を基に2010年6月に開催された第34回総会において「ITSOの戦略プラン (Strategic Plan for ITSO)」が採択された。同達成目標とその実現のための戦略プランは下記のとおりとなっている。

目標1：公衆衛星通信サービスを継続して提供する。

戦略プラン (i) インテルサット社との協力により適切なビジネスモデルを構築する、(ii) ライフラインとして通信接続を維持されるべき国とのパートナーシップの構築、(iii) インテルサット社、ITU、各国規制機関との協働により衛星通信市場のオープン化を図る等。

目標2：共有資産としての衛星軌道と関連周波数割当の保護。

戦略プラン (i) 締約国との協力、(ii) 各会合、関連機関、ITU等との協力、(iii) 締約国との間で共有資産に関連する問題の通知システムを構築する。

目標3：グローバルなICT基盤の促進に貢献する。

戦略プラン (i) World Summit on Information Society (WSIS) のフォローアップに貢献する、(ii) 通信政策の策定にかかわる機関及び規制機関と協力し、衛星通信を通じてデジタル機会を提供し、発展途上国に対して衛星通信の恩恵を提供する、(iii) 国際機関との連携を強化し公衆衛星通信サービスの普及のためにITSOの機会を拡大する。

なお、第36回総会において上記のITSOの達成目標の2017年までの延長が決定し、ITSOの戦略プラン(2014～2017)が承認され、2015年11月現在、ITSOは同目標の達成及び戦略プランの実施のための活動を推進中である。

IV 最近の活動状況

2014年5月21日から23日にかけて、第36回の締約国総会が米国のワシントン DC で開催された。同総会には79か国からの代表が参加した。同総会では法

律専門家パネル (Panel of Legal Experts) が選定され、11 か国の代表が選定された。更に、国連のブロードバンド委員会に提案するための「デジタル・ディバイド解消のための衛星利用に関する決議 (Resolution on the Use of Satellite to Bridge the Digital Divide)」が採択された。同内容は、遠隔地、山間部、人口が少ない地域でのブロードバンド需要を衛星通信サービスによって提供することを提案している。次回の総会は 2016 年を予定している。

V 主要国の対応状況

2015 年 2 月 12、13 日に米国ワシントン D.C. で第 19 回諮問委員会が開催された。

[http://www.itso.int/index.php?option=com_content&view=article&id=247&Itemid=140&lang=en、
http://www.itso.int/index.php?option=com_content&view=article&id=485&Itemid=224&lang=en 等]